

公立大学法人滋賀県立大学研修員規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 91 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第59条および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則第27条において準用する公立大学法人滋賀県立大学学則第59条の規定に基づき、研修員に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修員の資格)

第2条 研修員となることができる者は、官公庁、学校その他の機関が研修のため派遣しようとする職員とする。ただし、学部の研修員にあっては大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とし、大学院の研修員にあっては大学院を修了した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(受入時期等)

第3条 研修員の受け入れの時期は、学期の始めとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

2 研修員の研修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、研修期間を延長することができる。

(派遣手続)

第4条 研修員を派遣しようとする官公庁、学校その他の機関は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研修員派遣申請書
- (2) 研修志願者の履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(受入許可)

第5条 研修員の受け入れは、教育および研究に支障のない範囲において、学部にあっては教授会の、大学院にあっては研究科会議の議を経て、学長が許可する。

(指導教員)

第6条 教授会または研究科会議は、研修員の希望する研修課題等を考慮し、指導教員を定めるものとする。

2 研修員は、指導教員の承認のもとに、本学の施設および設備を利用することができる。

3 指導教員は、研修員に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に

基づき、他の学生の教育に支障のない範囲において、当該他の教員が担当する授業科目を研修員に受講させることができる。

(授業料等)

第7条 研修員は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、実験、実習または実技に要する特別の費用は、研修員の負担とする。

(修了証の交付)

第8条 研修を修了した者には、本人の申出により、修了証を交付することができる。

(規程の遵守)

第9条 研修員は、この規程のほか、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入許可の取消)

第10条 研修員が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学部にあっては教授会の、大学院にあっては研究科会議の議を経て、第5条の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 本学の諸規程に違反したとき。

(3) 学内の秩序を乱したとき、その他研修員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。